

2. 第一次学校給食共同調理場整備・再編成計画

2.1 基本的な考え方

本市は配送が困難な学校を除いては、今後も共同調理場方式を継続して採用していきます。日々の学校給食を時間通りに各学校等に届け、特定の調理場が緊急事案の発生により調理業務等ができなくなった場合も可能な限り通常通りの給食を提供できる体制を構築するためには、調理場から各学校等までの配送時間を十分考慮し、調理場を地域単位で複数のブロックに振り分け、ブロック単位で調理場の規模・設置区域を検討していくことが効果的であると考えます。

今回、市内の調理場を表 2-1 のように振り分け、ブロック単位で再編成方針を作成します。なお、ブロックの編成については同じブロックの各調理場間を概ね 15 分以内で移動ができることを条件とし、緊急事案の発生した場合のバックアップ体制の構築という視点を取り入れ、調理場を東西南北の 4 つに振り分け、振り分けが難しい調理場を離島、中央ブロックとしました。また、調理場は概ね 40～50 年を目安として更新が必要なため、本市の学校数、調理場数を考慮すると、継続した整備を実施していく必要がありますが、児童生徒等数や施設の老朽度合は年々変化していくことから、今回の再編成を耐力度調査により「改築又は長寿命化の必要性があると思われる」との結果が出ている調理場の整備を中心とした「第一次学校給食共同調理場整備・再編成」と位置付け、整備・再編成期間を 15 年間（平成 29～令和 13 年度）とします。

表 2-1 学校給食共同調理場

ブロック	調理場	築年数	建替	運営方式
中央ブロック	八坂	36	不可	直営
	新玉	32	不可	民間
北ブロック	城北	17	可	直営
	久枝	17	可	直営
	和気	37	可	直営
	三津浜	34	不可	民間
	北条	2	可	民間
西ブロック	味生	30	可	民間
	垣生	39	可	直営
	たちばな	42	不可	直営
東ブロック	日浦	42	可	直営
	湯山	38	不可	直営
	桑原	34	可	民間
南ブロック	久米	38	不可	民間
	松山南	6	可	民間
	浮穴	39	可	直営
離島ブロック	中島	30	可	直営
	興居島	44	可	直営
	津和地小学校	自校式（直営）		
	怒和小学校	自校式（直営）		

※建替について、共同調理場は建築基準法上「工場」に該当するため用途地域の指定により、立地が制限されます。そのため、現敷地内に特別な許可なく建替が出来る場合を「可」、それ以外を「不可」と記載しています。

2.2 児童生徒等数推計

2.2.1 児童生徒等数推計目的

調理場を地域単位で複数のブロックに振り分け、ブロック単位で調理場の規模・設置区域を検討していくための基礎資料として活用するために、今後の児童・生徒等数を推計しました。

2.2.2 小学校児童数推計方法

(1) 学校別学年別児童数変化率の算出

平成 23 年から 28 年の学校別学年別児童数から、コーホート変化率の算出の要領で、同期間の変化率平均値を算出しました。平成 29 年からもこの期間と同様に増加（又は減少）が続くと仮定し、その後の児童数を推計しました。

表 2-2 学年別児童数変化率算出方法（A 小学校の例）

	学年別児童数（5月1日現在）							推計		
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30		
1 学年	59	51	64	59	64	56	$56 \times 0.9890 \approx 55$	●	●	
2 学年	59	58	49	64	60	63		55	51	
3 学年	37	59	56	48	64	60		62	55	
4 学年	47	38	62	59	49	63		62	64	
5 学年	36	48	41	65	57	49		64	63	
6 学年	45	37	50	43	66	59		51	67	
	$58 \div 59 = 0.98305\dots$									
	変化率									
	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H24~28 平均			
1→2 学年		0.9831	0.9608	1.000	1.0169	0.9844	0.9890			
2→3 学年		1.0000	0.9655	0.9796	1.0000	1.0000	0.9890			
3→4 学年		1.0270	1.0508	1.0536	1.0208	0.9844	1.0273			
4→5 学年		1.0213	1.0789	1.0484	0.9661	1.0000	1.0229			
5→6 学年		1.0278	1.0417	1.0488	1.0154	1.0351	1.0337			

(2) 1 学年の児童数推計

平成 29 年以降の 1 学年の児童数は、国立社会保障・人口問題研究所（以下 社人研）による松山市の 5~9 歳児人口推計の 5 分の 1 を、各年の 6 歳児人口（1 学年児童数）とみなしました。また、学校別の人数は、全小学校での平成 23 年から 28 年の 1 学年児童数平均を各小学校の同児童数平均によって案分した値を学校別の構成比とし、先の方法で算出した 6 歳児人口に学校別構成比を掛けて算出しました。なお、社人研推計は 5 年ごとの値であるため、その間は均等に変化させています。

表 2-3 国立社会保障・人口問題研究所による人口推計

	H27	H32	R7	R12	R17	R22
5～9 歳(a)	21,874	20,511	18,002	…	…	…
	↓	↓				
6 歳(a/5)	4,375	4,102	3,600	…	…	…

	H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6	R7
6 歳	4,375	4,320	4,266	4,211	4,157	4,102	4,002	3,901	3,801	3,701	3,600
	-55		-54		-55		-54		-55		

例：A 地区の 1 学年児童数推計

平成 29 年の松山市の 6 歳児人口推計値・・・4,266 人 (A)
 平成 23 年度から 28 年度の A 小学校 1 学年児童数平均・・・59 人 (B)
 平成 23 年度から 28 年度の松山市立小学校の合計 1 学年児童数平均・・・4,418 人 (C)
 松山市立小学校 1 学年児童数全体に占める A 小学校 1 学年児童数の構成比・・・0.013 (B/C)
 平成 29 年度の 6 歳児人口 (A) に A 小学校児童数構成比 (B/C) を掛けた値を、平成 29 年度の A 小学校 1 学年児童数とした。

表 2-4 6 歳児 (1 学年児童数) 推計人口

	H29	H30	H31	R2	R3	R4	…	R9	…	R14	…	R19
松山市	4,266	4,211	4,157	4,102	4,002	3,901		3,472		3,212		3,050
A 小学校	57	56	56	55	53	52		46		43		41

2.2.3 中学校生徒数推計方法

(1) 学校別学年別生徒数変化率の算出

小学校と同様に、平成 23 年から 28 年の学校別学年別生徒数から、コーホート変化率の算出の要領で、同期間の変化率平均値を算出しました。平成 29 年からもこの期間と同様に増加又は減少が続くと仮定し、その後の生徒数を推計しました。

(2) 1 年の生徒数推計

各年の市立中学校 1 学年生徒数に愛媛県立松山西中等学校 1 学年生徒数 (160 人) を足した人数を、前年度の市立小学校 6 学年児童数で割り、市立小学校から公立中学校へ進学する割合を算出しました。平成 24 年度から 28 年度の値の平均 (92.46%) を公立中学進学率とし、平成 29 年度以降も市立小学校卒業者が同じ割合で公立中学校に進学すると仮定し、その後の生徒数を推計しました。

表 2-5 中学 1 年の生徒数推計

	H23	H24	H25	H26	H27	H28	平均
小学 6 学年児童数 (人)	4,713	4,772	4,658	4,566	4,674	4,463	
中学 1 学年児童数 (人)	4,468	4,343	4,423	4,297	4,243	4,314	
進学率 (%)		92.15	92.69	92.25	92.93	92.30	92.46

なお、平成 29 年度の市立中学 1 年生の生徒数は、平成 28 年度の小学 6 年生の児童数(4,463 人)に 92.46%を掛けた数から 160 人(愛媛県立松山西中等教育学校進学予定者数)を引いた数(3,967 人)としました。以降、同様に前年の小学 6 学年児童数の推計値に 92.46%をかけ、160 を引いた数を全市立中学 1 学年生徒数としました。学校別の人数は、小学校同様、全市立中学校での平成 23 年から 28 年の 1 学年生徒数平均を各中学校の同生徒数平均によって案分した値を学校別の構成比とし、先の方法で算出した全市立中学校 1 学年生徒数に学校別構成比を掛けて算出しました。愛媛県立松山西中等教育学校については、1 学年 160 人で平成 29 年度以降も一定数で推移すると仮定しました。

2.2.4 幼稚園児数推計方法

(1) 幼稚園通園率の算出

市内 5 幼稚園の直近 5 年(平成 24 年～28 年)の園児数を、市内全体の 3～5 歳児人口(住民基本台帳人口)で割り、幼稚園通園率を算出しました。

表 2-6 幼稚園通園率の算出

	通園児数 (人)					通園率					
	H24	H25	H26	H27	H28	H24	H25	H26	H27	H28	平均
三津浜幼稚園	108	103	89	92	77	0.0080	0.0076	0.0066	0.0067	0.0057	0.0069
石井幼稚園	164	156	150	162	157	0.0121	0.0115	0.0111	0.0119	0.0116	0.0116
五明幼稚園	20	20	19	16	14	0.0015	0.0015	0.0014	0.0012	0.0010	0.0013
荏原幼稚園	77	84	80	76	71	0.0057	0.0062	0.0059	0.0056	0.0052	0.0057
坂本幼稚園	27	27	21	25	23	0.0020	0.0020	0.0015	0.0018	0.0017	0.0018
3～5 歳人口(住 基台帳)	13,573	13,620	13,563	13,654	13,536						

(2) 3～5 歳児人口の推計

平成 29 年以降の園児数は、小学校 1 学年児童数の推計に用いた社人研から、同様の方法で松山市の 3～5 歳児人口を抽出し、平成 24 年から 28 年の市立幼稚園通園率平均が、平成 29 年以降も続くと仮定して、松山市の 3～5 歳人口推計値に同通園率を掛けて、各園の将来の園児数を推計しました。

2.2.5 児童生徒等数推計結果

小学校児童数、中学校生徒数、幼稚園児数は表 2-7～表 2-10 のとおりである。

表 2-7 ①小学校児童数推計

	実数	推計値		
	平成 28 年	令和 3 年	令和 8 年	令和 13 年
(人)	26,631 (100)	25,339 (95)	22,665 (85)	20,404 (77)

表 2-8 ②中学校生徒数推計

	実数	推計値		
	平成 28 年	令和 3 年	令和 8 年	令和 13 年
(人)	12,854 (100)	12,497 (97)	11,671 (91)	10,381 (81)

表 2-9 ③幼稚園児数推計

	実数	推計値		
	平成 28 年	令和 3 年	令和 8 年	令和 13 年
(人)	342 (100)	304 (89)	274 (80)	257 (75)

表 2-10 児童生徒等数推計 (①+②+③)

	実数	推計値		
	平成 28 年	令和 3 年	令和 8 年	令和 13 年
(人)	39,827 (100)	38,140 (96)	34,610 (87)	31,042 (78)

2.3 危機管理体制

2.3.1 基本的な考え方

特定の調理場が緊急事案の発生により調理業務等ができなくなった場合は、下記の段階ごとに、可能な限り通常通りの給食提供を目指します。ただし、安全な学校給食を提供することを最優先に考え、やむを得ない場合は給食提供の中止についても検討いたします。

1. 主食（米飯又はパン）の提供
2. 副食（※デザート等）を1品提供 ※調理場で調理を要しない副食
3. 副食（※汁物等）を1品提供 ※調理場で簡易調理ができる副食
4. 副食を2品提供 ※調理場で簡易調理ができる副食
5. 通常どおりの給食提供

2.3.2 調理場稼働停止時のバックアップ体制

特定の調理場が稼働停止した場合に可能な限り通常通りの給食を提供するためには、まず、市学校給食会や納品業者の協力を得て、対応を行う調理場又は学校に「食材調達」を実施する必要があります。次に、他の余力のある調理場等を活用して、「調理・運搬・洗浄」を実施する必要があります。その際に、「運搬」については、稼働停止した調理場の運搬車や人員を活用することができますが、「調理・洗浄」については、他の調理場での対応が必要不可欠となります。そのため、全ての調理場について、稼働が停止した場合に、「調理・洗浄」を代わりに行うことができる調理場の確保に努めていきます。

また、3,000食以上の調理場については、同じ規模の調理場又は、1,000食以上3,000食未満の調理場を2場、1,000食以上3,000食未満の調理場は、3,000食以上の調理場又は、同じ規模の調理場を2場、1,000食以下の調理場については、1,000食以上の調理場を同じブロックで確保できるように努めていきます。なお、その確保が難しい場合は、1つの調理場に2つの調理ラインを設ける等、他の対策を検討していきます。

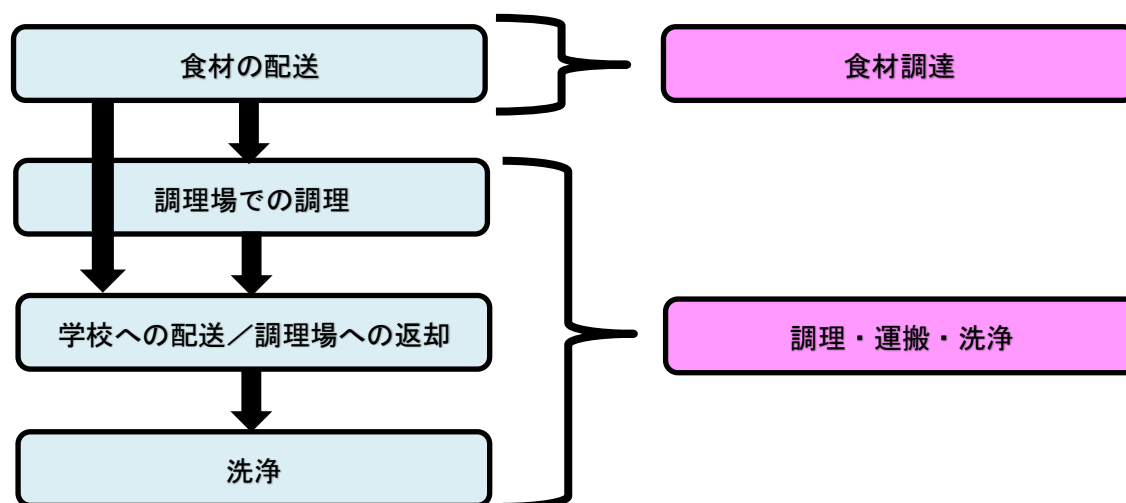


図 2-1 調理場稼働停止時のバックアップ体制

2.4 再編成・整備方針

2.4.1 ブロック単位での再編成・整備方針

(1) 中央ブロック

中央ブロックの児童等数の推計は表 2-11 のとおりです。

表 2-11 児童等数の推計（中央ブロック）

調理場	建替	築年数	配送校	H28 児童等数	R8 児童等数 (推計値)	R18 児童等数 (推計値)
八坂	不可	36	3	760	645 (85)	575 (76)
新玉	不可	32	4	2,704	2,374 (88)	2,119 (78)
合計	—	—	7	3,464	3,019 (87)	2,694 (78)

※R8・18 児童等数については、平成 28 年度時点の配送校を前提とした人数推計

()の数値は平成 28 年度を 100 とした場合の割合

以降他のブロックも同様

1) 現状分析

八坂調理場が建築後 35 年以上経過しているため、早急な老朽化対策が必要です。また、新玉調理場も建築後 30 年以上が経過しているため、今後の老朽化対策を検討していく必要があります。中央ブロックは、既存調理場敷地内での建て替えができず、また、共同調理場は建築基準法上「工場」に該当し立地が制限されることから、新しい調理場の建設は困難であり、他のブロックの調理場へ配送校を振り分けていく必要があります。

2) 危機管理体制

八坂調理場にて緊急事案が発生した場合は、新玉調理場を中心とした対応が考えられます。しかし、新玉調理場にて緊急事案が発生した場合は、同じブロック内に同規模以上の調理場が無く、対応が難しいため、西ブロックの味生調理場等の近隣の調理場を中心とした対応が必要となります。

3) 再編成・整備方針

八坂調理場は配送校（3 校）を他のブロックで新たな調理場として建設する際に、統廃合を検討します。新玉調理場は長寿命化に努めつつ、中心市街地に近い特性をいかして、配送校の再編を行っていき、築 45 年となる時期に施設の老朽度合について点検調査を行い、今後の対応を再検討するとともに、必要な対策を講じていきます。また、八坂調理場を廃止した後は、中央ブロックが 1 場のみとなるため、新玉調理場については、西ブロックへ振り分けます。

(2) 北ブロック

北ブロックの児童等数の推計は表 2-12 のとおりです。

表 2-12 児童等数の推計（北ブロック）

調理場	建替	築年数	配送校	H28 児童等数	R8 児童等数 (推計値)	R18 児童等数 (推計値)
城北	可	17	5	2,522	2,239 (89)	2,063 (82)
久枝	可	17	4	2,549	2,189 (86)	1,960 (77)
和気	可	37	4	2,127	1,870 (88)	1,676 (79)
三津浜	不可	34	6	1,793	1,588 (89)	1,416 (79)
北条	可	2	9	2,133	1,861 (87)	1,656 (78)
合計	—	—	28	11,124	9,747 (88)	8,771 (79)

1) 現状分析

北条調理場、城北調理場、久枝調理場は現時点で老朽化対策の必要はありません。和気調理場が建築後 35 年以上経過しているため、早急な老朽化対策が必要です。また、三津浜調理場も建築後 30 年以上が経過しているため、今後の老朽化対策を検討していく必要があります。特に、和気調理場は主食を提供するために必要であり、かつ、本市で最も高額な厨房備品である炊飯システムが耐用年数を超過していることを踏まえ、早急な対策が必要です。北ブロックは、他のブロックより今後の配送校の児童生徒等数の減少が予想されていることから、配送校の児童生徒等数に応じて、必要な施設規模が大きく変わる可能性があります。

2) 危機管理体制

北条調理場、城北調理場、久枝調理場を中心とすることで、緊急事案にも柔軟に対応ができると考えます。

3) 再編成・整備方針

和気調理場は配送校（4 校）を北条調理場、城北調理場、久枝調理場に振り分けることで統廃合を検討します。三津浜調理場は築 45 年となる時期に施設の老朽度合について点検調査を行い、また、今後、配送校の児童生徒等数の減少が予想されることから、調理等業務の委託契約更新が予定されている令和 12 年度に、児童生徒等数、調理場の老朽度合を踏まえ、下記候補地等に新たな調理場（(仮称) 新三津浜調理場）を建設するか、他の調理場に振り分けるかを判断します。

4) 建設を実施する場合の候補地

市有地である三津三丁目（約 3,000 m²）の候補地を有効活用していくことが望ましいと考えます。

(3) 西ブロック

西ブロックの児童等数の推計は表 2-13 のとおりです。

表 2-13 児童等数の推計（西ブロック）

調理場	建替	築年数	配送校	H28 児童等数	R8 児童等数 (推計値)	R18 児童等数 (推計値)
味生	可	30	4	2,836	2,427 (86)	2,176 (77)
垣生	可	39	4	2,609	2,255 (86)	2,015 (77)
たちばな	不可	42	4	2,248	1,908 (85)	1,712 (76)
合計	—	—	12	7,693	6,590 (86)	5,903 (77)

1) 現状分析

たちばな調理場、垣生調理場が建築後 35 年以上経過しているため、早急な老朽化対策が必要です。また、味生調理場も建築後 30 年以上が経過しているため、今後の老朽化対策を検討していく必要があります。特に、たちばな調理場、垣生調理場は主食を提供するために必要であり、かつ、本市で最も高額な厨房備品である炊飯システムが耐用年数を超過していることも踏まえ、早急な対策が必要です。西ブロックは、他のブロックと比較し、配送校が少なく、統廃合していくことが望ましい地域といえます。

2) 危機管理体制

垣生調理場、たちばな調理場にて緊急事案が発生した場合は、味生調理場を中心とした対応が考えられます。しかし、味生調理場にて緊急事案が発生した場合は、同じブロックの調理場での対応が難しいため、余力のある調理場を建設することが望ましいと考えます。

3) 再編成・整備方針

たちばな調理場、垣生調理場を統合し、下記候補地等に新たな調理場（（仮称）新垣生調理場）を建設します。規模としては、両調理場の児童生徒等数、中央ブロックからの受入校分、候補地の敷地面積、緊急事案発生時の余力分などを踏まえて 5,000～7,000 食規模が適当であると考えます。また、候補地から一部のたちばな調理場配送校までは距離があるため、配送時間を踏まえた再編成を行います。味生調理場は築 45 年となる時期に施設の老朽度合について点検調査を行い、今後の対応を再検討するとともに、必要な対策を講じていきます。

4) 建設を実施する場合の候補地

市有地である垣生小学校内敷地（約 3,500 m²）を有効に活用していくことが望ましいと考えます。

(4) 東ブロック

東ブロックの児童等数の推計は表 2-14 のとおりです。

表 2-14 児童等数の推計（東ブロック）

調理場	建替	築年数	配送校	H28 児童等数	R8 児童等数 (推計値)	R18 児童等数 (推計値)
日浦	可	42	4	103	90 (87)	80 (78)
湯山	不可	38	5	1,665	1,449 (87)	1,295 (78)
桑原	可	34	8	4,679	4,105 (88)	3,673 (78)
合計	—	—	17	6,447	5,644 (88)	5,048 (78)

1) 現状分析

日浦調理場、湯山調理場が建築後 35 年以上経過しているため、早急な老朽化対策が必要です。また、桑原調理場も建築後 30 年以上が経過しているため、今後の老朽化対策を検討していく必要があります。東ブロックは、山間部の配送校も含まれるため、新たな調理場を建設する場合は、建設地に依って配送校を柔軟に変更していく必要があります。

2) 危機管理体制

日浦調理場にて緊急事案が発生した場合は湯山調理場を中心とした対応、湯山調理場で緊急事案が発生した場合は桑原調理場を中心とした対応が考えられます。桑原調理場は 2 ラインの調理場となっており、一方のラインで緊急事案が発生した場合は、もう一方のラインを中心とした対応が考えられます。しかし、桑原調理場が老朽化してきていることから、2 ライン同時に緊急事案が発生した場合、同じブロックの調理場での対応が難しいため、余力のある調理場を建設することが望ましいと考えます。

3) 再編成・整備方針

湯山調理場、桑原調理場を統合し、下記候補地に新たな調理場（(仮称) 新湯山・桑原調理場）を建設します。規模としては、両調理場の児童生徒等数、中央ブロックからの受入校分、候補地の敷地面積、緊急事案発生時の余力分などを踏まえて 5,000～7,000 食規模が適当であり、緊急事案が生じた場合に、同じブロックでのバックアップ体制が困難であることから、2 ラインの調理場が望ましいと考えます。しかしながら、現在の湯山調理場と桑原調理場配送校は 13 校あり広域に分布していること。また、候補地に市有地がないことから、条件を満たす建設地の確保ができない場合は、湯山調理場を桑原調理場配送校の一部に対応できる規模で優先的に建て替え、桑原調理場は築 45 年となる時期に施設の老朽度合について点検調査を行い、令和 9 又は 14 年度の調理等業務の委託契約更新が予定されている時期に、児童生徒等数、調理場の老朽度合を踏まえ、新たな調理場を建設するか、他の調理場に振り分けるかを判断します。日浦調理場は既に築 42 年であるため新たな調理場との統廃合を検討いたしますが、配送校が他の調理場から離れた位置にあるこ

と、施設規模が小さいことなどを踏まえ、築 45 年となる時期に施設の老朽度合について点検調査を行い、長寿命化を図っていくことが望ましいと考えます。

4) 建設を実施する場合の候補地

畑寺町、下伊台町、北久米町、溝辺町等を中心に建設可能地を検討していきます。

(5) 南ブロック

南ブロックの児童等数の推計は表 2-15 のとおりです。

表 2-15 児童等数の推計（南ブロック）

調理場	建替	築年数	配送校	H28 児童等数	R8 児童等数 (推計値)	R18 児童等数 (推計値)
久米	不可	38	5	3,220	2,888 (90)	2,588 (80)
浮穴	可	39	7	2,068	1,817 (88)	1,626 (79)
松山南	可	6	8	5,545	4,746 (86)	4,264 (77)
合計	—	—	20	10,833	9,451 (87)	8,478 (78)

1) 現状分析

松山南調理場は現時点で老朽化対策の必要はありません。久米調理場、浮穴調理場が建築後 35 年以上経過しているため、早急な老朽化対策が必要です。南ブロックは、松山南調理場に調理能力の余力があることから、それを活用しながら、久米調理場、浮穴調理場の老朽化対策を実施していく必要があります。

2) 危機管理体制

久米調理場、浮穴調理場にて緊急事案が発生した場合は松山南調理場を中心とした対応が考えられます。しかし、松山南調理場にて緊急事案が発生した場合は、同じブロックの調理場で対応が難しいため、余力のある調理場を建設することが望ましいと考えます。

3) 再編成・整備方針

久米調理場、浮穴調理場を統合し、下記候補地等に新たな調理場（(仮称) 小野調理場）を建設します。規模としては、両調理場の児童生徒等数、中央ブロックからの受入校分、候補地の敷地面積、緊急事案発生時の余力分などを踏まえて 4,000～6,000 食規模が適当であると考えます。また、松山南調理場の調理能力の余力を活用して再編成を行います。

4) 建設を実施する場合の候補地

市有地である北梅本町（約 2,000 m²）の候補地を有効活用していくことが望ましいと考えます。

(6) 離島ブロック

離島ブロックの児童等数の推計は表 2-16 のとおりです。

表 2-16 児童等数の推計（離島ブロック）

調理場	建替	築年数	配送校	H28 児童等数	R8 児童等数 (推計値)	R18 児童等数 (推計値)
中島	可	30	2	88	84 (95)	75 (85)
興居島	可	44	2	67	63 (94)	61 (91)
合計	—	—	4	155	147 (95)	136 (88)

1) 現状分析

興居島調理場が建築後 35 年以上経過しているため、早急な老朽化対策が必要です。また、中島調理場も建築後 30 年以上が経過しているため、今後の老朽化対策を検討していく必要があります。離島ブロックは、配送校が他の調理場から離れた位置にあること、施設規模が小さいことなどから、長寿命化していくことが望ましい地域といえます。

2) 危機管理体制

両調理場ともに緊急事案が発生した場合は、他の調理場を活用とした対応が難しいといえます。そのため、両調理場ともに施設の維持管理に一定の費用が必要であると考えます。

なお、興居島調理場にて緊急事案が発生した場合は、調理した給食を航路で運搬することも研究していきます。

3) 再編成・整備方針

興居島調理場、中島調理場ともに地域性、施設規模が小さいことなどを踏まえ、築 45 年となる時期に施設の老朽度合について点検調査を行い、長寿命化を図っていくこととします。なお、怒和小学校、津和地小学校については、地域性を考慮し今後も自校式での調理場を継続していきます。

※興居島調理場は築 45 年に際しての点検調査の結果、老朽化が深刻となっていたことなどから、三津浜調理場より配送することとし、廃止します。

2.4.2 市全体の再編成・整備方針

調理場の新規建築には多額の費用負担を伴い、複数の調理場を同時に建築することは困難なため、ブロック単位で現状分析を行い決定した再編成方針を踏まえて、市全体での整備優先順位を検討し明確化しました。また、調理場稼働停止時のバックアップ体制について、この再編成・整備を実施することで、離島ブロックを除いて実現できるものと考えます。

表 2-17 整備優先順位検討

ブロック	築年数			危機管理体制	市有地候補地	整備優先順位
	30年未満	30～34年	35年以上			
中央	◎ 0場	○ 1場	▲ 1(1)場	○	▲ 無	—
北	▲ 3場	○ 1場	○ 1場	▲	◎ 有	4
西	◎ 0場	○ 1場	◎ 2場	◎	◎ 有	1
東	◎ 0場	○ 1場	○ 2(1)場	○	▲ 無	3
南	○ 1場	▲ 0場	◎ 2場	○	◎ 有	2
離島	◎ 0場	▲ 1(1)場	▲ 1(1)場	◎	▲ 無	—

※ () 内の数値はうち、1,000食規模以下の調理場

◎：優先度が高い、○：通常、▲：優先度が低い又は検討を要する

表 2-18 新規建設調理場

順	ブロック	調理場名称 (仮称)	規模	建設に伴う廃止予定場
1	西	(新)垣生調理場	5,000～7,000食	垣生・たちばな・八坂
2	南	(新)小野調理場	4,000～6,000食	久米・浮穴
3	東	(新)湯山・桑原調理場	5,000～7,000食	湯山・桑原
以下、調理場整備状況、児童生徒等数、調理場の老朽度合などを踏まえ判断				
(4)	北	(新)三津浜調理場	(3,000食)	三津浜
(5)	東	(新)桑原調理場	(5,000食)	桑原

※3 の(新)湯山・桑原調理場については、候補地に市有地がないため、建設地の条件にあわせて、規模等は変更していく必要があります

4 の(新)三津浜調理場については、児童生徒等数の状況により実施を判断していきます

5 の(新)桑原調理場については、3 の(新)湯山・桑原調理場の施設規模等により実施を判断していきます

新規調理場を建設した際に、建設に伴い廃止予定場の全ての配送校を新規調理場で受け入れるものではありません(再編成を行い他の調理場へ振り分ける場合もあります)。

表 2-19 調理場稼働停止時のバックアップ体制

現状				第一次整備・再編成後			
ブロック	稼働停止場	評価	バックアップ場	ブロック	稼働停止場	評価	バックアップ場
中央	八坂調理場(C)	○	新玉調理場(B)	—	—	—	—
	新玉調理場(B)	▲	味生調理場(B)		—	—	—
北	城北調理場(B)	○	久枝調理場(B)	北	城北調理場(B)	○	久枝調理場(B)
			三津浜調理場(B)				三津浜調理場(B)
	北条調理場(B)	北条調理場(B)					
	久枝調理場(B)	○	城北調理場(B)		久枝調理場(B)	○	城北調理場(B)
			三津浜調理場(B)				三津浜調理場(B)
北条調理場(B)	北条調理場(B)						
和気調理場(B)	○	城北調理場(B)	—	○	—		
		久枝調理場(B)					
北条調理場(B)	三津浜調理場(B)						
西	味生調理場(B)	▲	新玉調理場(B)	中央 ・ 西	味生調理場(B)	○	(新)垣生調理場(A) 新玉調理場(B)
	垣生調理場(B)	▲	味生調理場(B)		(新)垣生調理場(A)	○	味生調理場(B) 新玉調理場(B)
	たちばな調理場(B)	▲	味生調理場(B)		新玉調理場(B)	○	(新)垣生調理場(A) 味生調理場(B)
東	日浦調理場(C)	○	湯山調理場(B)	東	日浦調理場(C)	○	(新)湯山・桑原 調理場(A)
	湯山調理場(B)	○	桑原調理場(A)		(新)湯山・ 桑原調理場(A)	○	2ライン調理場
	桑原調理場(A)	▲	2ライン調理場				
南	久米調理場(B)	○	松山南調理場(A)	南	(新)小野調理場 (A)	○	松山南調理場(A)
	浮穴調理場(B)	○	松山南調理場(A) 久米調理場(B)				
	松山南調理場(A)	▲	久米調理場(B)		松山南調理場(A)	○	(新)小野調理場 (A)
離島	中島調理場(C)	×	—	離島	中島調理場(C)	×	—
	興居島調理場(C)	▲	三津浜調理場(B)		—	—	—

(A)3,000食以上の調理場、(B)1,001食～2,999食の調理場、(C)1,000食以下の調理場

○：概ね可能、▲：課題あり、×：困難

2.4.3 再編成・整備方針の変更

2.4.1 及び 2.4.2 で定めた再編成・整備方針について、調理場の状況や関係者との協議等により、以下のとおり方針を変更します。

内容	変更理由
西ブロックの建設候補地を垣生小学校内敷地から東垣生町の市有地に変更します。	関係者との協議の中で、垣生小学校児童の通行中の安全確保等を考慮し、別の市有地を候補地とします。
離島ブロックの興居島調理場について、再編成することにより令和 2 年度末で廃止することにします。	興居島調理場の老朽度合が大きかったことや、三津浜調理場から配送可能であったこと等から、配送校を再編成することにします。
南ブロックの建設候補地を北梅本町の市有地から恵原町の市有地に変更します。これに伴い、(新) 小野調理場を(新) 久谷調理場に変更します。	北梅本町の市有地は調理場整備には面積が小さく、隣接地の買い足しが必要でしたが、南ブロック区域内にある恵原町の市有施設廃止に伴い、調理場整備に適した面積の市有地が未利用地となることから、候補地を変更することにします。候補地の変更に伴い、調理場の仮称も変更します。